

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)行政の本来的な役割であるセーフティーネットなどの最低限の社会保障をしっかりと担っていく。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなつても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)臨時交付金の有無にかかわらず、選択と集中の中で必要な施策については、実施していく。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

(回答)現在のところ検討していないが、納税の公平性と町税等の徴収に対する住民の信頼を確保するため、将来にわたっての検討課題とする。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)大口町では、平成21年4月より被保険者の所得状況に応じた、介護保険料にするた

めに7区分から9区分に変更いたしました。また、住民税世帯非課税(年金収入及び所得80万円以下)の方に対しては、生活保護世帯と同額の介護保険料を設定しております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 現行の介護保険制度による減免で十分であると考えております。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

(回答) 大口町では、厚生労働省老健局振興課通知「訪問介護における院内介助の取扱いについて」に従い指導をしております。介護支援専門員については、介護支援専門員連絡会議において、通知をしております。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 第4期の介護保険事業計画に基づき、施設整備は進めてまいります。計画期間内にグループホームの整備が計画されております。
低所得者・医療依存度の高い利用者への助成制度については、考えておりません。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 財政的な支援につきましては、国において介護職員の賃金に対する支援制度が実施されており、市町村が助成を行うべき問題ではないと考えておりますので、町単独の財政支援は考えておりません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 大口町では、毎日配食サービスを実施しております。配食にかかる費用は全額助成をしており、食費については自己負担となっております。

町が助成を行い、地区住民が各地区においてふれあいの集いを実施しております。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答) 单身高齢者・高齢者世帯に対して民生委員が友愛訪問を実施しております。また、町単独施策として、单身高齢者・高齢者世帯に対してホームヘルパーの派遣を行っております。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答) 大口町では、町内全域にわたり巡回バスの運行を実施しております。また、高齢者や障がい者などの外出支援としてタクシーの基本料金の助成も実施しております。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答) 現在、町内の2カ所で住民主体による高齢者の集まりの場が開催されております。町としては、運営の支援を現在行っておりますが、自主性の維持の観点から助成金は考えておりません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答) 大口町では、介護保険制度で住宅改修費の上乗せ支給を実施しており、高齢になっても住み慣れた自宅での生活の維持をめざしておりますので、高齢者住宅の公営での整備は現在考えておりません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 大口町では、申請に基づき要介護1以上の方を対象に「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 個別送付は考えておりませんが、要介護1以上の方に認定結果通知とともにお知らせしております。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 高齢化が進むとともに医療費は増加の一途をたどっています。高齢者の方にも医療費の一部を負担していただく必要があると考えます。また、福祉医療制度の対象拡大は考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 特別の事情もなく、滞納している者に対して発行するのですが、現在のところ資格証明書の対象者はいません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 大口町単独助成制度の適用は考えておりません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 平成20年4月から中学生以下を対象にした医療費無料制度を現物給付で実施していますが、これ以上の制度の拡大は考えておりません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(回答) 産前健診の無料回数は、21年4月から14回に拡大しさらに22年4月からは、子宮頸がん検診を始めとした国の示す検査項目を公費補助で拡大をしましたが、産後健診の実施は考えておりません。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(回答) 4月当初は学校のみで受け付けていますが、それ以後は学校教育課でも受け付けをおこなっています。なお、申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 平成22年度から小中学校の給食費の半額を町が補助しています。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(回答) 国民皆保険制度の中で、広域化することは県内の国保加入者にとって国保税や給付の内容が統一され、より平等な制度になるものと考えられます。国や県の動向を見守つていきたいと思います。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 一般会計からの繰り入れは、国民健康保険に加入していない人へ負担を求めることがありますので、法定外の繰り入れの拡大は考えておりません。低所得者の方には、国保税を納税しやすいよう7・5・2割の軽減を行っております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 国民健康保険法、地方税法により、加入者すべてが均等割の対象とされております。一般会計からの補てんは、国保加入者以外の方への負担の増加となり、理解が得られるとは考えられません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 前年の低所得の方には、均等割・平等割の7・5・2割の法定軽減を行っております。減免制度は、町条例施行規則で定めていますが、減免要件の拡充は考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 減免制度については、所得の大幅な減少等により納付が困難となった方を対象としたものですので、減免要件の拡充は考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 滞納者へ正規の保険証を交付することは、税の公平性を損なう恐れがあります。

18歳の年度末までの子どもには、すべて6か月以上の保険証を交付済みです。また、母子、障害者への資格証明書の発行はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答) 滞納者への給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答) 分納をいただいている滞納者の世帯には、なるべく通常保険証が交付できるよう、納税相談等を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 納税相談などを通じて生活実態の把握に努めております。差押えなどは、事前に納付を促し、応じていただけない場合にのみ行っており、その際も訪問し、資産や生活実態を把握した上で行っています。

無保険者の調査については、考えておりません。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 一部負担金の減免制度は、町の要綱で定めておりますが、国が一時的に所得が下がった際の入院費などを減免するよう通知がきておりますので、国の助言に沿った形で対応するようにしていきます。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

(回答) 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている国の動向を見守りたいと考えております。なお、町独自での実施については、現在のところ考えておりません。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

(回答) 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている国の動向を見守りたいと考えております。なお、町独自での実施については、現在のところ考えておりません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

(回答) 実情に合わせた予算措置を行っています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

(回答) 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている国の動向を見守りたいと考えております。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(回答) 国の動向を見守りたいと考えております。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(回答) 介護保険事業計画に基づき不足するサービスの整備に努力します。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) ①特定健診は、健診レベルを維持するため詳細項目も受診者全員に実施することから、自己負担金ありとしています。来年度についても、管内市町と同一歩調で検討しています。他の健診の自己負担金の無料化は考えておりません。

②特定健診及び歯周病健診は、5か月間実施しています。がん検診の実施期間は9か月間で概ね通年実施となっております。

③特定健診、歯周病健診は個別医療機関委託で、がん検診は医療機関委託と集団検診を併用し実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 20歳から39歳の方の健康審査を、特定健診と同等の検査項目と歯科健診、ブランシングを組み込み、自己負担金1,000円で実施しています。来年度についても、自己負担金の無料化は考えておりません。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

(回答) 任意予防接種の費用の助成は考えておりません。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(回答) 国の動向を見守りたいと考えており、国に申し入れる予定はありません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護については、大口町では、愛知県尾張福祉事務所の所管事務となります。保護申請については、相談があった場合には速やかに愛知県尾張福祉事務所に連絡し対応しております。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答) 現在愛知県尾張福祉事務所の大口町担当の職員は1名で、愛知県尾張福祉事務所管内に就労支援相談員1名、町職員1名の体制で就労支援や生活支援に当たっております、特に増員は考えておりません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保

- 険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上